

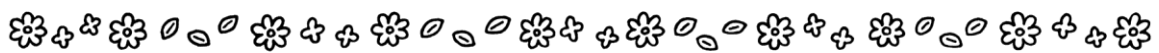


平成31年度

島本町

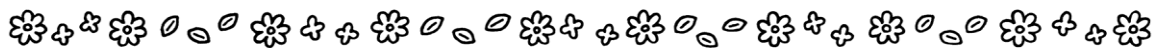
就労支援型幼稚園

園児募集のご案内



島本町教育委員会事務局 子育て支援課 075-962-7461

島本町立第一幼稚園 075-961-6456





第一幼稚園

第一幼稚園
 住所：島本町青葉三丁目1番1号

平成31年度就労支援型幼稚園募集要項

趣 旨

保護者の就労等により長時間の保育が必要な幼児を対象に、午前8時から午後6時まで、日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)・園長の指定した日を除き、長時間の預かり保育を提供するもの。なお、就労支援型幼稚園園児募集の受付期間内に、「月曜日～土曜日」の長時間の預かり保育の利用希望の申込みがない場合、平成31年度は、土曜日の長時間の預かり保育は実施しません。

募集定員

4歳児及び5歳児合わせて 30 人

※ 応募状況によっては、定員を変更する場合があります。

※ 募集期間内に申込み人数が上記定員を超えた場合は、公開抽選を行います。

応募資格

次の①と②の両方を満たす方

①保護者と一緒に町内に住んでいる、4歳又は5歳の幼児（平成31年4月1日時点）

●4歳児・平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

●5歳児・平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

②保護者のいずれもが(1)から(7)までのいずれかの要件に該当し、当該幼児を保育することができないと認められる方
※ 同居の親族などが保育できる場合は、就労支援型にて入園できない場合があります。

- (1) ①と②の両方を満たす就労をしている。
① 居宅外の労働又は居宅内で幼児と離れて家事以外の労働をすることを常態としている。
② 月15日以上、かつ、午前8時30分から午後5時30分までの間で、午後2時以降の時間帯を含む4時間以上の労働をしている。
- (2) 疾病又は障害により、幼児を監護できない状態にあると医師の診断を受けている。
- (3) 長期にわたり、疾病や障害を有する同居の親族を常時介護している。
- (4) 妊娠中又は産後8週以内である。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- (6) 求職活動(起業の準備等を含む。)を継続的に行っている。
- (7) 就業するために教育施設に在学し、又は職業訓練を受けている。

※ 島本町へ転入予定の方も入園申込みを行うことはできますが、幼稚園へ入園することはできません。入園希望日の10日前までに町内への転入手続きを必ず行ってください。また、転入手続きを終えられませんでしたら、子育て支援課までお越しくください（申込み内容の変更手続きが必要です。）。

なお、申込書の住所欄には、島本町内の転入予定地の住所を分かる範囲でご記入ください。あわせて、欄外に現住所及び転入予定日をご記入ください。

転入予定で申込みをされる方は、子育て支援課でのみ受け付けいたします。

申込書等の配布及び受付

●申込書等配布開始日… 平成30年11月6日(火)

●申込書等受付期間… 平成30年12月6日(木)から12月12日(水)まで(土・日曜日を除く。)

●配布及び受付場所… ①第一幼稚園 午前10時から午後5時まで (※正午から午後1時を除く。)

②子育て支援課 午前 9時から午後5時30分まで

※ 12月6日(木)のみ子育て支援課で午後8時まで受け付けます。

※ 申込書には、入園を希望する幼児及び保護者の個人番号の記入が必要です。また、申込書を提出される際には、①「印鑑」、②提出に来られる方の「個人番号カード」又は「通知カード及び身元を証明する所定の書類等(運転免許証など)」が必要です。詳細は、6ページをご参照ください。

※ 上記期間中に申込みいただいた方については、12月末までに入園の可否をお知らせします。

※ 申込数が上記定員に達していない場合は、募集期間後も、子育て支援課にて、随時、配布・受付します(土、日曜日・祝日を除く。)。入園希望日の2週間前までに申請書類をご提出ください。

※ 島本町のホームページからも、申込書等を印刷できます。

必要書類

※必要書類がそろっていないと、受理できない場合があります。早めにご準備ください。

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書

(2) 入園願

(3) 長時間の預かり保育利用申込書

(4) 要件確認書類 ※次の書類のいずれかを、保護者全員分提出してください。

(ア) 就労証明書

(内職及び自営業の方は、内職・自営証明願も併せてご提出ください。なお、民生委員の証明を受けていただく必要がありますので、子育て支援課までご連絡ください。)

(イ) 病気・出産を理由とする場合の証明書

・その他の要件で申し込まれる方は、子育て支援課までご相談ください。

・要件確認書類は、保育所及び学童保育室の入園所・入室申込と同一の書式ですので、証明日から3か月以内かつ原本1通を提出済みであれば、写しの添付でも構いません。

長時間の預かり保育料

4ページの保育料に加えて、次の「長時間の預かり保育料」がかかります。

「月曜日～金曜日」… 月額8,000円

「月曜日～土曜日」… 月額10,000円

その他経費

- 学級費、PTA会費等
- その他、制服、制帽、通園カバン等実費

昼食・おやつ

弁当・おやつ持参

通園方法

徒歩通園

第一幼稚園について

趣 旨

教育基本法及び学校教育法に基づき、幼児を適切な環境の下で保育し、その心身の発達を助長する。

教育目標

- ① 健全な心身の基礎を培う
- ② 人とかかわる力を育てる
- ③ 環境とかかわる力を育てる
- ④ 言葉での表現力と、聞く態度を養う
- ⑤ 感性と創造性を豊かにする

定員

- 4歳児… 102人
- 5歳児… 105人（4歳からの継続入園児を含む。）

教育課程時間

通常保育日… 午前9時15分～午後2時

水曜・短縮保育日… 午前9時15分～午前11時45分

預かり保育時間及び利用料金

通常保育日	利用料金：100円 午前8時から教育課程開始前まで	教育課程	利用料金：300円 教育課程終了後から 午後4時30分又は午後6時まで
水曜日 短縮保育日	利用料金：100円 午前8時から教育課程開始前まで	教育課程	利用料金：600円 教育課程終了後から午後4時30分又は午後6時まで
土曜日 長期休業期間	利用料金：700円 午前8時から午後4時30分又は午後6時まで		

※ なお、就労支援型幼稚園園児募集の受付期間内に、土曜日の長時間の預かり保育の利用希望の申込みがない場合、平成31年度は、土曜日の預かり保育は実施しません。

幼稚園保育料(案)

※掲載している保育料(案)は、現時点でのものであり、今後、議会での審議や予算編成過程を経て決定します。

(月額・単位:円)

所得階層区分		保育料	
1	生活保護世帯及びこれに準ずる世帯	無料	
2	市町村民税均等割・所得割ともに非課税世帯であるひとり親世帯	無料	
3	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	無料
		上記以外の世帯	3,000円 (無料)
4	市町村民税所得割課税 55,600円以下	ひとり親世帯等	無料
		上記以外の世帯	5,000円 (2,500円)
5	市町村民税所得割課税 77,100円以下	ひとり親世帯等	無料
		上記以外の世帯	8,400円 (4,200円)
6	市町村民税所得割課税 121,400円以下	12,000円 (6,000円)	
7	市町村民税所得割課税 211,200円以下	16,000円 (8,000円)	
8	市町村民税所得割課税 284,600円以下	19,000円 (9,500円)	
9	市町村民税所得割課税 360,300円以下	21,000円 (10,500円)	
10	市町村民税所得割課税 360,301円以上	23,000円 (11,500円)	

※保育料の算定に用いる市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

※基本的には父母それぞれの課税額の合計額で階層判定を行います。ただし、父母以外の同居親族(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、父母以外の同居親族(家計の主宰者)の課税額を含めて、階層判定を行います。

※表中ひとり親世帯等の詳細については、5ページをご覧ください。

※表中()内の金額は、次に掲げる多子軽減に該当し、半額になる場合の保育料です。

多子世帯の保育料の軽減

第1子に当たる子どもの保育料には、保育料表の上段の金額が、第2子に当たる子どもの保育料には保育料表の下段の()内の金額が適用され、第3子以降に当たる子どもの保育料は無料となります。ただし、小学校就学前の子どもについては、「教育・保育施設等」を利用している場合のみ児童数算定の対象となります。

【3～5階層の場合】 年齢にかかわらず「保護者と生計を一にする子ども」で最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。なお、保護者と別居している場合には、市町村民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

【6～10階層の場合】 小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。詳しくは、下表の例をご覧ください。

学年	小学3年 幼稚園児2人	幼稚園児のみ	小学4年 幼稚園児2人	小学2年 双子の幼稚園児
小学4年			算入しない	
小学3年	第1子			
小学2年				第1子
小学1年				
5歳児	第2子(半額)	第1子	第1子	
4歳児	第3子<無料>	第2子(半額)		第2子(半額)
4歳児		第3子<無料>	第2子(半額)	第3子<無料>

保育料の軽減及び減免について

4ページの保育料表中3～5階層のひとり親世帯等には、ひとり親世帯のほかに、次の世帯を含みます。要件をご確認いただき、該当される場合は、子育て支援課までご連絡ください(別途、申請手続が必要です)。

- (1)次に該当する世帯員がいる世帯
 - (ア)身体障害者手帳の交付を受けている。
 - (イ)療育手帳の交付を受けている。
 - (ウ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
 - (エ)特別児童扶養手当を受給している。
 - (オ)障害基礎年金等を受給している。
- (2)婚姻歴のないひとり親の世帯(寡婦(夫)控除のみなし適用をする場合)

次に該当する世帯は、保育料が減免される場合があります。減免基準等詳細は、子育て支援課までお問合せください。

- (1)前年度における勤務先の倒産若しくは人員整理又は事業の失敗による失業を要因とする所得の減少
- (2)当該年度における勤務先の倒産若しくは人員整理又は事業の失敗による失業、又は不慮の事故を要因とする収入の減少
- (3)天災等不慮の災害に遭い、家屋に被害があった場合
- (4)保護者が婚姻を解消した場合及びこれに準ずる場合
- (5)父又は母が死亡した場合等
- (6)児童の疾病等により、月の初日から末日までの全日数を欠席した場合

保育料の切替時期は9月

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に保育料を算定します。このため、同一年度内でも保育料が変更となる場合があります。

【平成31年度保育料の場合】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度の市町村民税所得割額に基づく保育料					平成31年度の市町村民税所得割額に基づく保育料						

※保育料の切替えにより所得階層区分が変更になる方のみ、8月下旬頃に「保育料変更通知書」を送付いたします。

次のいずれかに該当する方は、市町村民税の所得割額を証明する書類が必要です

※ 市町村民税額を証明する書類の提出がない場合は、最高階層で保育料を決定いたします。

□ 平成30年1月1日時点で他市町村に居住されていた方は、次のいずれかの書類を提出してください。

- ・「平成30年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- ・「平成30年度 個人市町村民税納税通知書」
- ・「平成30年度 課税証明書(個人市町村民税)」

□ 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間に海外勤務をされていた方

- ・町立幼稚園保育料の算定に関する給与証明(海外勤務者用)

※ 様式は、子育て支援課にあります。
勤務先で証明を受けていただきますようお願いいたします。

保育所・幼稚園・小規模保育所・認定こども園の入所申込書を提出される際は、窓口で・・・

①マイナンバーの確認と②本人確認が必要です！！

窓口で①マイナンバーの確認と②本人確認をおこないますので、次のものを持参してください。（ご不明な場合は、窓口にお越しになる前に、電話でお問合せください。）

A マイナンバーカード（写真付き）を持っている父・母が窓口提出する場合

窓口にお越しになる方のマイナンバーカード（写真付き）を持参してください。父母2人ともお越しになる場合は、「父」「母」それぞれのマイナンバーカードをお持ちください。

B マイナンバーカードを持っていない父・母が窓口提出する場合

窓口にお越しになる方の（ア）と（イ）を持参してください。父母2人ともお越しになる場合は、「父」「母」それぞれの（ア）と（イ）をお持ちください。

（ア）個人番号通知カード（写真無し）、または、個人番号が記載された住民票

（イ）運転免許証、または、パスポート、または、身体障害者手帳等

C 代理人（祖父母など）が窓口提出する場合

次のものを持参してください。

（ア）父・母のマイナンバーカード（写真付き）、または、個人番号通知カード（写真無し）、または、個人番号が記載された住民票

（イ）代理人の運転免許証、または、パスポート、または、身体障害者手帳等

（ウ）委任状